

【記載例】

令和6年2月5日

(派遣元)

株式会社山口労働 御中

(派遣先)

株式会社△△産業

代表取締役 △△△△

延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知

労働者派遣法第40条の2第7項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

1 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社△△産業 山口事業所

山口県山口市緑町〇〇〇〇番地

2 上記事業所の延長後の抵触日

令和9年4月1日